

覚書の概要

当社は、関西広域連合から、万一の原子力災害時に、安定ヨウ素剤を保有・備蓄する府縣市町村において、保管場所が被災して使用不能となった場合への対応や住民の安心を図る観点より、安定ヨウ素剤の貸与に関するご要請をいただいた。

当社と関西広域連合は、安定ヨウ素剤貸与に関する覚書について協議を進め、本日、合意に至ったため、覚書を締結したものの。

[覚書の概要]

覚書では、関西広域連合と関西電力が主に以下の内容に取り組むことを規定する。

- 関西広域連合は、関西電力の原子力発電所の原子力災害時において、構成府縣市を代表して、必要と判断した際には、関西電力に対して、安定ヨウ素剤の貸与を要請する。
- 関西電力は、安定ヨウ素剤の貸与の可否、貸与可能数量等について検討を行うとともに、検討の結果可能な範囲で関西広域連合に安定ヨウ素剤を貸与する。
- 関西広域連合は、構成府縣市を代表して、関西電力から貸与を受けた安定ヨウ素剤について、構成府縣市と調整を行い、必要となる場所に配置する。